

平成 28 年 8 月 24 日

各地区労働基準協会事務局長 様

(公社) 北海道労働基準協会連合会

専務理事 佐藤 尚

労働局よりの要請について (お知らせ)

いつもお世話になっております。

今般、北海道労働局および北海道運輸局と北海道トラック協会の連名により別添 (写) の内容の要請がありましたので、参考までにお知らせします。



北海道労働基準協会連合会 御中

平成 28 年 8 月 23 日  
厚生労働省北海道労働局  
国土交通省北海道運輸局  
(公社)北海道トラック協会

荷主企業に対する改善基準告示等の周知について（御依頼）

平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送業は我が国の国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものとなっており、人材確保の難しさにつながっています。

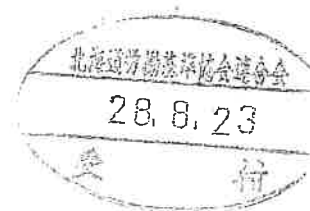
トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」や荷主の指示等を背景とした過労運転等が見られる場合に、国土交通省が荷主名を公表する「荷主勧告制度」もありますが、その認知度はあまり高くないのが実情です。

このため、厚生労働省及び国土交通省、全日本トラック協会は、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴団体の広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知に御配慮を賜りたく、お願い申し上げます。

《御問い合わせ先》

- 厚生労働省北海道労働局監督課  
札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 9 階  
☎011-709-2311 内線 3542
- 国土交通省北海道運輸局自動車交通部貨物課  
札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第二合同庁舎  
☎011-290-2743
- 北海道トラック協会業務部業務一課  
札幌市中央区南 9 条西 1 丁目 1-10  
☎011-511-9784



[参考：厚生労働省のホームページにおけるリーフレットの掲載箇所]

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gvousei/dl/160630-1.pdf>

# 荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



## ● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内)</li> <li>・ 1 か月 293 時間以内</li> </ul>
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続 8 時間以上</li> </ul>
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内</li> <li>・ 2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内</li> </ul>
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 時間以内</li> </ul>

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

## 過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



## ● 荷主勧告制度の概要

### 違反行為

荷主からの  
労働時間等の  
ルールを無視した  
指示・強要  
過労運転防止違反  
最高速度違反  
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が  
認められる場合

### 荷主勧告

荷主名及び  
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

## 国土交通省から荷主勧告書が発出されます

勧告	
<p>貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。</p>	
違反事実	<p>違反内容 ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別) ② 違反事業者名 株式会社〇〇〇〇 ③ 違反日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ④ 積載品 〇〇〇〇</p>
<p>なお、当該勧告は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で〇〇違反を行った事業者の車両の使用停止 (〇日・〇〇日間) する行政処分を行ったところである。</p> <p>ついで、今般、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を図る行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)</p> <p>なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡ください。 (問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇次 号)</p> <p>〇〇〇〇株式会社 御中</p> <p>〇〇運輸局長 印</p>	

**荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。**

**① 非合理的な到着時間の設定**



**② 手待ち時間の恒常的な発生**



**③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定**



**④ 積み前前に貨物量を増やすような急な依頼**



**過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。**

